

Title	ナポレオンと文書學校
Sub Title	
Author	
Publisher	三田史学会
Publication year	1921
Jtitle	史学 Vol.1, No.1 (1921. 10) ,p.84- 84
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	餘白録
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19211000-0084

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ナポレオンと文書學校

本年の二月二十二日にソルボンヌのリシユリユ講堂で創立百年記年式を舉行した巴里の文書學校 *École des chartes* は元來ナポレオンの發意に出たのであつた。ナポレオンはエナの戦後一八〇七年四月十九日にプロイセンのフインケンシュタインの館から大臣シヤムパニイの上奏に答へて「忘れられたことを知り原文の斷片も善くも悪くも註釋者の竄入とを區別することはそれのみで一の科學を爲せりと云ふ可く少くも重要な研究を價值する。若し特に史學の學校が設立せられて先づ目錄の學が講ぜられたならば、青年は不完全な信用を置き難い書物に數ヶ月間没頭するの勞を避け直ちに良書に親みより容易くより速により教育を受くるこゝが出来てあらう」と宸翰のうちに云ふてある。文書學校で教へて居るのはナポレオンの必要を認めた目錄の學文書の學の外中古語法制史考古學等で國史を研究する上に重要な研究である。但し學校は一八二一年二月二十二日のルイ第十八世の詔敕で初めて創立せられたのである。

(『兩世界雜誌』アントウ氏論文による)